

平成 28 年 6 月 1 日

各チーム代表者様

(公社) 日本ホッケー協会中学校部会  
会 長 木口 秀一  
事務局長 馬場 治男  
(公印省略)

## 中学校部会個人登録料納入のお願い

初夏の候 皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から当部会の諸事情にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 25 年度より U 1 6 海外遠征を含めて中学校部会の活動を充実させていくために、下記の要領にて「個人登録料」という方法で財源確保に務めていくこととなり、ご協力をいただいています。

中学校部会現事業（全中大会、都道府県対抗 11 人制大会、U 1 6 海外遠征）の継続的实施と中学生チームの普及、部会の発展のためにご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 個人登録料 部員 1 名につき ¥1, 0 0 0 -  
※ 1 ~ 3 年生全部員が対象（指導者は含まない）  
※ 6 月 1 日時点での部員数（各ブロック常任委員会が人数把握）  
※ 登録なき選手については、日本中学校部会が開催をする大会及び海外遠征（選考会も含めて）に参加できない。
- 2 納入期限 平成 28 年 6 月 30 日（木）
- 3 納入方法 チーム毎に日本中学校部会会計（北島）まで振込む《別紙参照》  
※ 常任委員から報告があった 6/1 時点の部員数と整合性を保つ  
※ 途中入部の選手については、その都度登録料を支払う
- 4 その他 生徒、保護者への説明には、別添え「保護者様用 案内通知」をご活用下さい

平成 28 年 6 月 1 日

保護者様

(公社) 日本ホッケー協会中学校部会  
会 長 木口 秀一  
事務局長 馬場 治男  
(公印省略)

## 中学校部会個人登録料納入のお願い

初夏の候 皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃からホッケー中学校部会の諸事情にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、各チーム顧問の先生方より説明があったことと思いますが、平成 25 年度より、日本ホッケー協会中学校部会では、部会の財源確保のため、下記の要領にて「個人登録料」を徴収しています。

中学校部会現事業（全日本中学生ホッケー選手権大会、都道府県対抗 11 人制ホッケー選手権大会、U16 海外遠征）の継続的实施と中学生の普及、部会の発展のためにご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 個人登録料 部員 1 名につき¥1, 0 0 0- (※ 1～3 年生全部員が対象)
- 2 納入期限 平成 28 年 6 月 30 日 (木)
- 3 納入方法 チーム毎に、顧問の先生を通じてお支払いください。
- 4 その他 年度末に「収支決算報告」を中学校部会 HP に掲載いたします。  
※「個人登録料」は「中学校部会活動費」の一部として計上します。  
※ホッケー中学校部会の HP アドレスは、<http://hockeyjhp.sakura.ne.jp>